

後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書（案）

2008年4月から新たに実施されようとしている後期高齢者医療制度は、被保険者一人一人に保険料が賦課されるが、この保険料は、都道府県単位の医療費水準と連動し、また、人口構成に占める後期高齢者の比率が高まるにつれて保険料負担の割合を高める仕組みともなっている。

一方、後期高齢者の生活は、税制改正により税負担が増えるなど、いっそう厳しさを増してきており、本制度による保険料負担は大変重いものにならざるを得ない状況にある。

こうした中、保険料徴収の一部凍結等の措置が講じられたところであるが、なお、保険料負担および医療の確保については、十分な配慮が求められている。

よって、大阪府後期高齢者医療広域連合議会は、政府において、次の事項について特段の措置を講じられるよう、強く要望する。

記

1. 高齢者が将来にわたって、適切な負担で、安心して医療を受けることができるよう、被保険者の負担軽減をはかる観点から、保険料のあり方についての再検討を行い、その結果必要となる財源は、国において措置すること。
2. 低所得者の負担軽減をはかるため、保険料の軽減判定の仕組みについて、保険料の賦課方法と整合性あるものとし、「世帯単位の所得」から「被保険者の所得」を基準とするよう改善をはかること。
3. 後期高齢者を対象とした新たな診療報酬体系については、必要かつ十分な医療が確保できるものとなるよう、十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2008年2月15日

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

内閣総理大臣	福田康夫	様
総務大臣	増田寛也	様
財務大臣	額賀福志郎	様
厚生労働大臣	舛添要一	様